

週休2日制適用工事実施要領(かずさ水道広域連合企業団) Q & A

令和7年10月

Q 1 「月単位の週休2日」と「完全週休2日(土日)」との違いは？

A 1 「月単位の週休2日」は対象期間内において全ての月で4週8休以上の現場閉所を行う工事であり、「完全週休2日(土日)」は、対象期間内の全ての週の土日を現場閉所する工事です。

Q 2 夏季休暇、年末年始休暇に指定日はありますか。

A 2 夏季休暇、年末年始休暇は、受注者の休業日に合わせていただいて構いません。実施要領2用語の定義(7)対象期間外に規定するとおり、年末年始6日、夏季休暇3日を対象期間外とし、それ以上の休暇を取得する場合は現場閉所日に含めてください。

Q 3 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 3 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所扱いとします。

Q 4 午前中作業をして、午後雨天のために現場閉所した場合、現場閉所日を0.5日としてカウントすることはできますか。

A 4 1日単位で実施の確認を行いますので、午前、午後どちらか一方のみの現場作業を行った場合、現場閉所とは扱いません。

Q 5 夜間作業が発生し、日付を跨いだ場合の取扱いはどうになりますか。

A 5 着手した日を施工日として計上してください。

例：火曜日の22:00～水曜日の6:00まで夜間工事を行った場合

⇒火曜日を施工日として計上してください。

※その後、1日閉所扱いとするためには24時間以上の休工を確保する必要があるため木曜日の6:00以降の出勤であればその週の水曜日を1日閉所として扱います。

Q 6 「受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A 6 次のような作業が考えられます。

- ・ 占有者(電気・ガス・下水道等)や市町村等の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・ 住民対応(地元商店街等により、休日施工を要望された作業など)

Q 7 占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事と調整した結果、週末に、発注者からの指示で作業を行う必要が生じた場合は、どの様に休日を確保すればよいでしょうか。

A 7 受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を設ける必要があります。

Q 8 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 8 週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。

Q 9 増工事等により工期延伸した場合、週休2日の達成についての判断はどのようになりますか。

A 9 工期延長した期間も含めた現場閉所日及び現場閉所率で判断します。対象期間等については、監督職員と再度協議してください。

Q 1 0 現場代理人、主任（監理）技術者及び現場作業員が対象工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いはどのようになりますか。

A 1 0 週休2日の達成状況については、対象工事単位での現場閉所日及び現場閉所日で判断します。ただし、規定はしていませんが、週休2日制適用工事の趣旨をご理解いただき、現場作業員の方が週休2日を確保できるように努めてください。

Q 1 1 「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 1 1 次のような作業が考えられます。

- 現場内の定期的な巡回パトロール
- 緊急時の安全パトロール
- 災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害防止作業等）及び災害発生時の対応作業
- 現場内に設置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- 現場内の交通誘導警備

Q 1 2 週休2日制適用工事の契約締結後に受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください。

A 1 2 詳細は実施要領をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 「工事打合せ簿」により、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取り組み及び対象期間について、監督職員と協議。
2. 現場閉所予定日が把握できる「計画工程表」を提出。
3. 工事看板等に週休2日制適用工事である旨の掲示。
4. 毎月「工事履行報告書」＋「週休2日制適用工事チェックリスト」の提出。
（併せて現場閉所の確認用に作業日報等の提示を求める場合があります。）
5. 予定外の現場閉所や作業を行う場合、監督職員への事前連絡。

Q 1 3 週休2日の取り組み協議において月単位の週休2日を決定した工事で、完全週休2日（土日）を達成した場合は。

A 1 3 取り組み協議の結果とは異なる完全週休2日（土日）で達成した場合には、取り組み協議時の月単位による週休2日の補正率を適用し、増額変更は行いません。

Q 1 4 週休2日を達成できなかった場合、工事成績評定点の減点がありますか。また、指名停止等の措置がありますか。

A 1 4 明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行います。また、指名停止等の措置はありません。

Q & A利用上の注意事項

1. Q & Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合があります。
2. Q & Aの記載内容は、標準的な考え方を示しておりますので、入札公告や特記仕様書等で特別に記載されている内容が優先となります。